

甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 6 年 5 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を、「3 歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大することとします。また、職員の配偶者が養育できる場合でも超過勤務の免除等が行えるように改めます。

【第 8 条の 4 関係】

- (2) 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合に、介護休暇制度等の個別の周知・意向確認を行うこととします。また、一定の年齢に到達した職員に対して介護休暇制度等に関する情報提供を行うこととします。

【第 17 条の 2 関係】

- (3) 介護休暇制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施及び相談窓口の設置等、職場環境の整備を行うことを定めます。

【第 17 条の 3 関係】

- (4) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

今回の改正で、育児や介護に関する休暇制度等のさらなる充実と周知を図り、誰もが制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。